



目次

- 蜂刺され災害とその対策について
- 事故報告 速報(令和7年6月分)
- 草刈り事故への対策強化について(株)全福サービス
- 令和6年度 都道府県別 損害賠償責任保険事故状況
- 草刈り作業中の飛び石、対策をしていますか?
- 自転車 交通安全情報
- 販売書籍のご案内 / 編集後記

蜂刺され災害とその対策について

 **7月~10月**はスズメバチやアシナガバチが活発に活動する時期で、注意が必要です

令和6年度の統計で、「蜂、犬、蛇等に刺され、噛まれ」の事故は、931件発生し、ここ数年は死亡事故も発生しています。蜂がいそうな場所の作業では、作業前に蜂の生息状況を確認し、蜂の殺虫スプレーを常時携帯してください。また服装は黒地を避け、皮膚の露出をできる限り控えて、ヘアスプレーや香水等の化粧品の匂いのあるものは避けましょう。ジュースやスポーツドリンク等の匂いに近寄ってくる場合もあるため、注意が必要です。

▲ 蜂刺されが、主要な要因と思われる【死亡事故】が発生しました

発生状況 令和7年7月1日 植木・樹木の剪定等

ツツジの中のカヤの除去作業中、蜂に刺されたためポイズンリムーバーにて吸引、腫れもなく本人も大丈夫ということで休憩後作業を開始したが、少し体調が悪いということで当該会員が木陰で休憩している間に作業が終了。その時点で具合が悪そうだったので班長が救急車を手配しようかと声を掛けたが、会員は大丈夫だと断り、センターから借りた軽トラックを返しにセンターに向かった。心配になった班長がセンターまで追いかけて、職員に状況を説明。センターの駐車場を確認したところ、自家用車にて痙攣しているところを発見。即救急車を要請したが、搬送後死亡を確認。死因は蜂刺されが、主要な要因と思われるとの診断であった。

【過去の蜂刺されによる死亡事故事例】

令和4年7月 除草作業

公園内の草刈り作業で、昼食後、石垣内の草取り作業に入ったところ蜂に刺され、意識をなくし倒れた。他の会員が休憩所で倒れているところをみつけたが、蜂に刺されたことを知らなかったため、熱中症を疑い、体を冷やすとともに救急車を要請。入院後亡くなられた。

令和5年8月 除草作業

5名で草刈り作業中、ツツジの根元からスズメバチの大群が飛び立ち当該会員の左手甲を刺した。持参していた蜂の殺虫スプレーを噴射したが、大群であったため、一旦避難した。救急車を呼ぼうとしたが、当該会員が「自分は何度も刺されたことがある」と断ったため、様子を見守っていたが、10分程たつてから顔色が悪くなり、意識がなくなったことから救急車を要請。医療機関に搬送されたが、亡くなられた。

 **蜂に刺された時の症状と処置方法**

| 症状 | 処置 |
|--|--|
| <p>蜂に刺された時の症状には、刺された場所の周りだけに現れる局所症状と、体内にでる全身症状とがあるので、症状をよく観察し、直ちに緊急処置を行うこと。</p> <p><局所症状> ・刺された箇所を中心に大きく赤い腫れ、かゆみが出る。</p> <p><全身症状> ・刺された箇所だけでなく、体中に症状があらわれる。</p> <p>軽傷：顔や体が飲酒時のように赤くなる、全身のかゆみ、 なんとなくだるい、苦しい ➡ ポイント</p> <p>中傷：喉が詰ったような感じや胸苦しさを感ずる。口の渇き、腹痛、下痢、嘔吐、頭痛、めまい</p> <p>重症：意識がもうろうとする。さらに悪化すると、痙攣、意識消失、血圧の低下がみられる。アナフィラキシーショックを起こし死亡することがある。※ショック症状が現れる時間が短いほど危険性が高い。</p> | <ul style="list-style-type: none"> □ 刺された場所から速やかに離れる。 □ 毒針が残っていたら速やかに取り除き、毒吸引器(ポイズンリムーバー)等で毒を絞り出す。 □ 冷水で患部を冷やし、毒が回るのを抑制する。 □ 赤く腫れ始めたら、抗ヒスタミン軟膏を塗る。 <p>症状が悪化した場合</p> <p>「119番」の連絡を行い、一刻も早く医師の手当てを受ける。</p> <p>▶ ① 安静に搬送する ② 仰向けにしてベルトを緩め楽にする ③ 頭を低くし、吐き気がある場合は横向きにする ※患者を搬送する時は、決して背負わず、担架で救急車まで搬送します。</p> <p>刺された直後に目立った症状がない場合も、処置をして安静にし、医師の診療を受けてください。時間が経つにつれて症状が悪化する場合があります。また、作業を続行し、動くことで毒の周りが早くなります。</p> <p>「なんとなくだるい、苦しい」という体のサインを、蜂に刺された本人も、周りの仲間も見逃さず、甘く見ず、お互い躊躇せず、声をかけ合って、何よりも命と体調を優先してください。</p> |



重篤事故
死亡又は6ヶ月以上の入院

5件(死亡2件)

1ヶ月～6ヶ月未満の
入院及び後遺障害の事故

19件

1 重篤事故

6月は**5件**の重篤事故報告があり、その内**死亡事故報告が2件**ありました。

内訳は、就業中の事故が4件、就業途上の事故が1件となっています。

6月までの累計でみると、前年度同月と比べて4件の増加、就業中・就業途上別では就業中の事故が6件の増加、就業途上の事故が2件の減少となっています。

5件の重篤事故の内、3件が「植木・樹木の剪定等」における事故で、その内2件は「墜落・転落」による事故でした。2件とも安全帽は着用していましたが、1件は顎紐をしっかりと固定していなかった可能性があり、また2件とも安全帯を着用していませんでした。植木剪定作業はできるだけ地上作業で行い、脚立を使用する作業は、常時保護帽・墜落制止用器具(安全帯)を使用してください。また、事故が発生してしまった際に迅速な対応が取れるよう、屋外・屋内問わず会員が災害等に遭った場合に発見されにくい就業場所においては、複数人で作業を行い、お互いが視認できる位置で作業をするようにしてください。

「このくらい」「もう少しだから」「今まで何ごともなかったから」、この3つの「禁句」を使ってしまっていないか。安全就業基準や交通ルールの遵守はもちろんのこと、予測される危険を甘く見ず、安全に対しては自分自身に厳しく向き合ってください。

表1 6月報告分までの累計 ※()は当月報告分

| | 令和7年度累計 | | | | | 前年度(令和6年)同月 累計 | | | | |
|------|---------|-------|------|------|------|----------------|-------|----|----|----|
| | 件数 | 事故の程度 | | 性別 | | 件数 | 事故の程度 | | 性別 | |
| | | 死亡 | 入院 | 男性 | 女性 | | 死亡 | 入院 | 男性 | 女性 |
| 就業中 | 7(4) | 3(2) | 4(2) | 6(3) | 1(1) | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 就業途上 | 2(1) | 0(0) | 2(1) | 0(0) | 2(1) | 4 | 3 | 1 | 4 | 0 |
| 計 | 9(5) | 3(2) | 6(3) | 6(3) | 3(2) | 5 | 3 | 2 | 5 | 0 |

表2 6月報告分内容

| No. | 性別等 | 区分等 | 事故の状況 | 安全帽 | 安全帯 | 交通手段 |
|-----|-----------|-------------|--|-----|-----|------|
| 5 | 女性 76歳 | 途上 (入院) | 就業途上、道路横断の際、車にはねられ意識不明となり入院。高次脳機能障害、右側頭骨骨折、右顔面神経麻痺、右肋骨右鎖骨骨折、外傷性くも膜下出血。 | — | — | 徒歩 |
| 6 | 男性 78歳 | 就業中 (死亡) | 3名で伐木作業中、当該会員はチェーンソーを使用し、他2名は倒す木を誘導していた。倒した後に他の2名が声掛けをしたところ返答がなく、付近を探したところ、伐木した木の後ろ側(伐倒方向の逆側)にあった用水路にうつ伏せて沈んでいるのを発見し、水路から引き上げたが呼吸をしていなかった。事故当時の目撃者がいないため原因は不明だが、司法解剖の結果死因は溺死で、頸椎損傷もみられた。警察の現場検証により、病気によるものではなく、倒木への接触はないと思われ、躓いて用水路の三面コンクリート角に転倒した可能性があるかと推測される。 | ○ | — | — |
| 7 | 男性 81歳 | 就業中 (死亡) | 隣家敷地と高低差(2m)のある土地にある発注者宅の樹木の剪定中、バランスを崩して高さ約3m地点より隣家の駐車場内に転落した。転落時に隣家のカーポートに接触。ヘルメットは着用していたと思われるが、 あご紐をしっかりと固定していなかった可能性があり、転落後の会員の近くに落ちていた状況 。墜落制止用器具は未着用。当該会員は過去7回同一現場で作業していた。 | ○ | × | — |
| 8 | 男性 71歳 | 就業中 (入院) | 3名で個人宅の庭の植木の剪定作業中、バランスを崩し脚立から落下。首が曲がり、手足が動いていなかったため救急車で搬送。地面は土で柔らかく脚立が少し傾いていた。頸椎損傷。 | ○ | × | — |
| 9 | 女性 72歳 | 就業中 (入院) | 公共施設のホールで清掃作業をしていた際、ボタン操作による椅子の収納中にゴミを発見し、椅子の格納部分に降りてしまい体が椅子に挟まれた。足、背中、肩、肘を手術。胸椎を痛め、あばら6本骨折。胸部圧迫による脊髄損傷により左足切断、右足は動かない状態となった。 | — | — | — |

② 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

6月は **19件**の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が13件、就業途上の事故が6件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は4件の減少、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故が同数、就業途上の事故が4件の減少となっています。また、男女別では、男性は12件で5件の減少、女性は7名で1名の増加となっています。

就業中の事故

事故の内容をみると、就業中の事故は、高いところからの「墜落・転落」事故が2件発生しています。1件は「植木・樹木の剪定等」における脚立からの転落事故で、安全帽・安全帯は着用していたものの、脚立移動に伴い安全帯を外してしまい、脚立から降りる際にバランスを崩して転落したというものでした。脚立から降りる際や、脚立移動の際も、十分に注意してください。もう1件は、冬囲いの支柱を山積みにもとめた上での作業（高さ約1.5m）で、バランスを崩し転落したもので、安全帽は着用していました。剪定作業以外での高いところからの転落事故も発生しています。転落の危険性がある場所での作業では、必ず安全帽を着用し、足場にも十分注意してください。

その他には、清掃作業や駐輪場管理業務、除草作業等での、物に躓いたことによる転倒や、段差や階段での墜落・転落事故が10件、草刈り作業中に斜面を滑り落ちた事故が1件ありました。これからの季節は、暑さで体力が奪われることで、転倒・転落のリスクも高まります。熱中症対策とあわせて、作業は日中の暑い時間帯を避け、こまめな水分補給を心掛けること、また少しでも体調の変化を感じたら、絶対に無理せず、作業を中断する判断も重要です。

就業途上の事故

就業途上の事故は全て、会員が自転車に乗車している際に起こった事故でした。自転車走行中の自動車との接触による「交通事故」が4件、自転車走行中の前方不注意等による「転倒」と「激突」による事故が1件ずつとなっています。

自動車側の運転手の過失による事故もありますが、自転車に乗車していた会員の斜め横断が要因の事故も発生しています。就業途上で発生した交通事故は、重大な被害事故となるケースが多く見られます。通いなれた道こそ油断せず、周囲をよく確認して、安全運転の徹底をお願いします。



P9の「自転車 交通安全情報」もご一読ください

表3 令和7年度6月分の発生件数

| 仕事の内容 | | 事故数(件) | | 男性(件) | | 女性(件) | | 平均年齢(歳) | | |
|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|----|----|
| | | 6月 | 累計 | 6月 | 累計 | 6月 | 累計 | 6月 | 累計 | |
| 就業中 | 植木・樹木の剪定等 | 1(3) | 14(12) | 1(3) | 13(12) | 0(0) | 1(0) | 75 | 76 | |
| | 除草作業 | 2(6) | 5(13) | 1(6) | 3(12) | 1(0) | 2(1) | 72 | 77 | |
| | 屋内・屋外清掃作業 | 3(0) | 12(6) | 2(0) | 4(4) | 1(0) | 8(2) | 80 | 79 | |
| | その他 | 7(4) | 14(9) | 4(4) | 9(8) | 3(0) | 5(1) | 81 | 78 | |
| | 計 | 13(13) | 45(40) | 8(13) | 29(36) | 5(0) | 16(4) | 77 | 78 | |
| 就業途上 | 交通手段 | 徒歩 | 0(2) | 0(4) | 0(2) | 0(4) | 0(0) | 0(0) | — | — |
| | | 自転車 | 6(6) | 10(15) | 4(2) | 6(10) | 2(4) | 4(5) | 76 | 79 |
| | | バイク | 0(2) | 1(5) | 0(0) | 0(3) | 0(2) | 1(2) | — | 85 |
| | | 自動車 | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 0(0) | — | 73 |
| | | 計 | 6(10) | 12(24) | 4(4) | 7(17) | 2(6) | 5(7) | 76 | 79 |
| 合計 | | 19(23) | 57(64) | 12(17) | 36(53) | 7(6) | 21(11) | 77 | 78 | |

()は令和6年度同月の発生件数

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出願います。(平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済)

※安全就業の手引(第六改訂)P109~P129掲載

※シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。

③ シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

4月は**9件**の事故報告がありました。

4月は仕事の分類別では、「その他の運搬・掃除・包装等の職業」が3件、「飲食物調理の職業」が2件、「出荷・受付係事務員」「商品販売の職業」「生活衛生サービスの職業」「製品製造・加工処理の職業」が各1件発生し、合計9件で、**前年度同月より4件の減少**となっています。また男女別では、男性は3件で3件の減少、女性は6件で1件の減少となっています。

なお、4月に死亡事故はありませんでした。

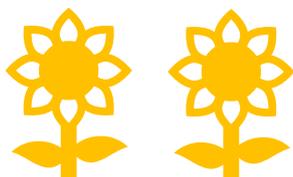
表4 令和7年度4月分

| 仕事の分類(中分類) | 中分類 コード | 事故数(件) | | 男性(件) | | 女性(件) | | 平均年齢(歳) | |
|------------------|------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|----|
| | | 4月 | 累計 | 4月 | 累計 | 4月 | 累計 | 4月 | 累計 |
| 教育の職業 | 19 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | - | - |
| その他の専門的職業 | 24 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | - | - |
| 出荷・受付係事務員 | 27 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 73 | 73 |
| 商品販売の職業 | 32 | 1 (1) | 1 (1) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (1) | 0 (1) | 76 | 76 |
| 生活衛生サービスの職業 | 38 | 1 (1) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (1) | 77 | 77 |
| 飲食物調理の職業 | 39 | 2 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 70 | 70 |
| その他のサービスの職業 | 42 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | - | - |
| 農業の職業 | 46 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 0 (1) | - | - |
| 製品製造・加工処理の職業 | 54 | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 74 | 74 |
| 自動車運転の職業 | 66 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | - | - |
| 清掃の職業 | 76 | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (1) | 0 (0) | 0 (0) | - | - |
| その他の運搬・清掃・包装等の職業 | 78 | 3 (5) | 3 (5) | 1 (4) | 1 (4) | 2 (1) | 2 (1) | 75 | 75 |
| 計 | - | 9 (13) | 9 (13) | 3 (6) | 3 (6) | 6 (7) | 6 (7) | 72 | 72 |

()は令和6年度同月の発生件数

令和6年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。(令和6年4月19日付 6全シ協発第11号により通知済)

全国的に暑い日が続いていますね💧
夏は事故が増える傾向にあります。
こまめな休息と水分補給を忘れずに、
作業も基本に忠実に行ってくださいね。



草刈り事故への対策強化について

(株) 全福サービス

例年7月は草花の成長に合わせて、草刈り作業についても本格化の時期を迎えることとなります。
草刈り作業中の様々なリスクについては、ご認識されているとは思いますが、改めて、その対策を確認し、事故を未然に防ぎましょう。
そこで、これまでに発生した過去のショッキングな事故事例を掲載いたしますので、事故が起こらないようご確認ください。

自分が怪我を負った事故

事例 A

除草作業中、後方の側溝に転落して死亡した。

事例 B

法面で除草した草を集める作業中、足が滑り法面を転がり落ち2m位の側溝に落ち、救急車で搬送された。左膝の骨折で後遺障害が残った。

事例 C

自走式草刈機を使用しての草刈作業中に、法面から転落して死亡。頭部・顔面部が草刈機の歯で半分近く削がれていた。

事例 D

背負い式刈払機のエンジンを止めずに竿を地面に置いた為、跳ね返りの回転刃に左手が接触し手を切り、後遺障害が残った。

事例 E

公園内の斜面にて草刈り作業中、2メートルの高さから転落し、頸椎を損傷。後遺障害 1 級となった。

事例 F

草刈り作業の際、足を滑らせて石垣から転落し、左足の複雑骨折、腰の圧迫骨折をした。

事例 G

肩掛け草刈機で作業中、フェイスカバーの隙間から入った異物（プラスチックの破片）が右眼に刺さり、眼の奥の眼房水が破けた。後遺障害が残った。

事故事例 A と C は死亡事故です。特に、事故事例 C については、ショッキングな内容の事故です。お怪我をされた方については、お体の回復までにどれほどの時間が必要なのでしょうか。もしかしたら、以前のようなお体には戻れないかもしれません。他人事のように、自分はこんな事故は起こさないとお考えではないでしょうか。

会員間の事故

事例 A

草刈り中に会員の草刈りのチップが飛び、別会員の眼球に入り失明した。相手から傷害保険での支払金額を控除した差額の賠償金の支払いを求められた。

事例 B

草刈り作業中に一緒に作業している会員に声をかけようと後ろから近づいた時、作業会員が振り返ってきて刈払機の刃で右手の甲を切った。

事例 C

肩掛式草刈機による空地の草刈作業中、ロープに絡まったつるを取っていた別の会員が近づきすぎて、草刈刃が左足甲に当たって怪我をさせた。

事例 D

空き地内での草刈り中に、刈払機から飛んだ竹らしいものが作業中のシルバーの会員にあたってしまい、防護眼鏡も割れて18針縫う怪我をさせた。

事例 E

草刈り作業現場において作業中、休憩を取ろうと伝えに行ったところエンジン音が騒がしく隣まで行き肩を叩いて合図をおくったところ、振向いたときに誤って草刈機の刃が声をかけた会員の右足にあたり怪我をさせた。

いずれの事故事例も一緒に働く仲間に怪我を負わせてしまった事故です。
これらの事故は未然に防げなかったのでしょうか。
作業前に、作業場所の確認や声掛けのルールは決まっていたのでしょうか。

賠償事故

事例 A

公園の草刈り作業中、遊んでいた子供に草刈り刃が接触し左親指の三分の一を欠損。治療継続中。

事例 B

草刈り作業中、飛び石が道路に飛んでしまい、走行中の車両の助手席側ガラスを破損。ガラスが車内に飛び散った。助手席には子供がのっていたが幸いケガは無かった。

事例 C

市の公園の草刈り作業を肩がけ式草刈り機で作業中、公園に隣接する7軒のブロック塀やフェンスに傷をつけた。賠償金額 110 万円以上。

事例 D

分譲地の草刈り作業で、複数個所で飛び石事故。建物5棟、車両2台に損害を与えた。賠償金額 150 万円以上。

事例 E

刈払機を使用し、歩道の除草作業をしていたところ、小石を飛散させ、その石が走行中の自動車に当たり、運転席窓ガラスを破損、運転者にケガを負わせた。運転者の怪我については、右手を出血。そのまま救急車で運ばれた。（・右手の切り傷・ガラスの破片が目にとんだため眼科も受診・打撲による整形外科通院。）

いずれの事故事例も、草刈り中に相手方に怪我を負わせてしまった、相手方の物を破損させてしまった事故です。特に、事故事例 A については、お子様に怪我を負わせてしまい、且つ、現在も治療中の事故です。

また、事故事例 B・E については、普段から車を運転する方ならば、走行中に何かが当たったら、ドキッとしませんか。

もしも、フロントガラスに当たり、視界が確保されずに事故を誘発してしまったらどうなるのでしょうか。作業場所は、開けた場所で車も通らないから飛び石があっても問題ないとお考えではないでしょうか。

まとめ

人間が作業を行う以上、どんなに注意を払っても事故が起こることは避けられないかもしれません。

しかし、事故が起こることを想定し、その対策を行うことで、事故発生の可能性を極限まで減らすことが必要なのではないのでしょうか。

▶ 全シ協から

刈払機を用いての草刈り作業には様々な危険が潜んでいます。作業員自身を危険に晒すだけでなく、跳ねた石が通行人に接触した、飛ばした金属片が目に入って失明させたなど、飛散物が原因となり他者に重大な危害を加えるケースも発生しています。

物損事故では、自動車への飛び石事故が最も多く、シルバー業界では年間 2,000 件以上の飛び石事故が発生し、支払保険金額は3億円を超えています。

草刈り事故は各々が危険性を理解し、対策を講じなければ防ぐことができません。過去の事例から刈払機の危険性について学び、十分に理解した上で、適度な緊張感を持って作業に望んでください。

動画「安全な草刈り作業のために」

スマホからもご覧いただけます。知るだけでなく、繰り返し視聴することで意識付けしてくださいね。

DVD 貸出希望のセンターは全シ協 研修・支援課までお問合せください

動画はこちらの QR コードからご覧いただけます。

全シ協
ホームページ



みんなが安心して作業できる体制、環境づくりを進めていきましょう！

令和6年度 都道府県別 損害賠償責任保険事故状況

表5

| NO. | 都道府県 | ①損害賠償責任保険事故 | | | | ②①のうち飛散させた損壊事故 | | | | ③事故件数÷会員数 | | |
|-----|------|-----------------|------|-----------------------------|-------------|-----------------|------|-----------------------------|------------|-----------|------|----|
| | | 件数 | 件数差 | 金額 | 金額差 | 件数 | 件数差 | 金額 | 金額差 | 会員数 | ③ | 順位 |
| 1 | 北海道 | 67 (74) | -7 | 20,031,172 (20,546,461) | -515,289 | 40 (46) | -6 | 8,534,881 (7,553,373) | 981,508 | 15,389 | 0.44 | 36 |
| 2 | 青森県 | 40 (41) | -1 | 4,739,228 (5,386,887) | -647,659 | 29 (28) | 1 | 3,331,319 (4,245,738) | -914,419 | 6,405 | 0.62 | 23 |
| 3 | 岩手県 | 19 (36) | -17 | 2,148,348 (5,129,408) | -2,981,060 | 12 (23) | -11 | 1,797,914 (2,511,642) | -713,728 | 6,072 | 0.31 | 45 |
| 4 | 宮城県 | 91 (70) | 21 | 12,629,537 (8,867,151) | 3,762,386 | 47 (34) | 13 | 10,157,328 (5,465,323) | 4,692,005 | 12,290 | 0.74 | 15 |
| 5 | 秋田県 | 35 (43) | -8 | 17,574,578 (5,081,085) | 12,493,493 | 18 (27) | -9 | 12,977,835 (4,221,950) | 8,755,885 | 6,959 | 0.50 | 33 |
| 6 | 山形県 | 45 (26) | 19 | 4,597,331 (2,246,491) | 2,350,840 | 30 (12) | 18 | 4,019,802 (1,268,525) | 2,751,277 | 8,830 | 0.51 | 31 |
| 7 | 福島県 | 77 (80) | -3 | 10,810,757 (9,867,759) | 942,998 | 42 (53) | -11 | 6,702,211 (6,968,323) | -266,112 | 12,035 | 0.64 | 22 |
| 8 | 茨城県 | 114 (142) | -28 | 13,767,287 (18,199,510) | -4,432,223 | 66 (100) | -34 | 9,548,891 (13,194,608) | -3,645,717 | 14,891 | 0.77 | 9 |
| 9 | 栃木県 | 73 (79) | -6 | 8,696,072 (10,958,302) | -2,262,230 | 44 (47) | -3 | 6,022,243 (8,579,609) | -2,557,366 | 8,890 | 0.82 | 7 |
| 10 | 群馬県 | 63 (72) | -9 | 9,653,641 (9,461,306) | 192,335 | 41 (45) | -4 | 6,764,781 (6,867,199) | -102,418 | 8,874 | 0.71 | 16 |
| 11 | 埼玉県 | 181 (189) | -8 | 23,880,106 (26,203,080) | -2,322,974 | 101 (102) | -1 | 17,585,297 (15,320,257) | 2,265,040 | 44,342 | 0.41 | 41 |
| 12 | 千葉県 | 143 (149) | -6 | 26,799,894 (24,272,643) | 2,527,251 | 65 (82) | -17 | 14,774,169 (15,277,392) | -503,223 | 21,625 | 0.66 | 18 |
| 13 | 東京都 | 188 (183) | 5 | 15,962,399 (15,220,452) | 741,947 | 14 (23) | -9 | 1,427,449 (3,869,243) | -2,441,794 | 80,820 | 0.23 | 46 |
| 14 | 神奈川県 | 117 (121) | -4 | 14,321,260 (13,496,597) | 824,663 | 40 (39) | 1 | 7,974,920 (5,237,562) | 2,737,358 | 36,710 | 0.32 | 44 |
| 15 | 新潟県 | 65 (78) | -13 | 5,282,627 (7,981,502) | -2,698,875 | 30 (36) | -6 | 3,826,620 (3,257,559) | 569,061 | 19,531 | 0.33 | 43 |
| 16 | 富山県 | 31 (37) | -6 | 2,402,771 (3,985,255) | -1,582,484 | 22 (23) | -1 | 2,085,010 (2,941,073) | -856,063 | 7,118 | 0.44 | 36 |
| 17 | 石川県 | 68 (53) | 15 | 5,409,980 (4,642,851) | 767,129 | 47 (38) | 9 | 3,997,820 (3,944,684) | 53,136 | 9,060 | 0.75 | 13 |
| 18 | 福井県 | 40 (32) | 8 | 6,156,241 (3,363,537) | 2,792,704 | 25 (18) | 7 | 4,846,002 (1,741,202) | 3,104,800 | 7,944 | 0.50 | 33 |
| 19 | 山梨県 | 28 (44) | -16 | 3,535,015 (12,634,625) | -9,099,610 | 20 (37) | -17 | 2,844,580 (10,453,601) | -7,609,021 | 4,235 | 0.66 | 18 |
| 20 | 長野県 | 94 (99) | -5 | 14,518,066 (10,204,250) | 4,313,816 | 64 (61) | 3 | 10,159,424 (6,499,777) | 3,659,647 | 15,237 | 0.62 | 23 |
| 21 | 岐阜県 | 115 (118) | -3 | 15,686,242 (14,125,359) | 1,560,883 | 81 (77) | 4 | 12,153,406 (9,616,329) | 2,537,077 | 12,707 | 0.91 | 3 |
| 22 | 静岡県 | 130 (135) | -5 | 19,629,673 (21,354,719) | -1,725,046 | 75 (82) | -7 | 13,661,164 (16,304,337) | -2,643,173 | 20,052 | 0.65 | 20 |
| 23 | 愛知県 | 156 (167) | -11 | 21,097,205 (21,046,682) | 50,523 | 81 (87) | -6 | 15,481,463 (15,076,003) | 405,460 | 35,625 | 0.44 | 36 |
| 24 | 三重県 | 89 (118) | -29 | 12,876,237 (20,968,364) | -8,092,127 | 53 (76) | -23 | 8,574,211 (16,470,653) | -7,896,442 | 10,068 | 0.88 | 5 |
| 25 | 滋賀県 | 55 (56) | -1 | 6,104,066 (5,733,324) | 370,742 | 30 (32) | -2 | 5,112,701 (4,843,944) | 268,757 | 12,956 | 0.42 | 39 |
| 26 | 京都府 | 71 (79) | -8 | 9,428,681 (11,174,294) | -1,745,613 | 33 (38) | -5 | 5,890,207 (7,364,175) | -1,473,968 | 14,197 | 0.50 | 33 |
| 27 | 大阪府 | 100 (111) | -11 | 19,717,737 (16,941,332) | 2,776,405 | 37 (42) | -5 | 11,208,651 (9,121,970) | 2,086,681 | 44,253 | 0.23 | 46 |
| 28 | 兵庫県 | 140 (153) | -13 | 21,875,424 (19,398,316) | 2,477,108 | 77 (86) | -9 | 12,511,333 (12,613,795) | -102,462 | 34,906 | 0.40 | 42 |
| 29 | 奈良県 | 56 (71) | -15 | 8,363,905 (10,449,335) | -2,085,430 | 35 (38) | -3 | 5,016,225 (5,058,435) | -42,210 | 7,486 | 0.75 | 13 |
| 30 | 和歌山県 | 37 (43) | -6 | 6,326,457 (5,321,837) | 1,004,620 | 26 (32) | -6 | 4,552,691 (3,637,759) | 914,932 | 5,401 | 0.69 | 17 |
| 31 | 鳥取県 | 27 (23) | 4 | 2,911,724 (1,711,067) | 1,200,657 | 11 (9) | 2 | 1,295,946 (633,856) | 662,090 | 3,241 | 0.83 | 6 |
| 32 | 島根県 | 34 (36) | -2 | 2,868,429 (3,118,056) | -249,627 | 19 (22) | -3 | 1,440,303 (2,492,779) | -1,052,476 | 4,433 | 0.77 | 9 |
| 33 | 岡山県 | 50 (68) | -18 | 6,793,068 (7,219,785) | -426,717 | 30 (46) | -16 | 4,775,545 (5,466,632) | -691,087 | 7,680 | 0.65 | 20 |
| 34 | 広島県 | 74 (80) | -6 | 10,269,695 (12,763,772) | -2,494,077 | 53 (47) | 6 | 8,617,504 (8,470,623) | 146,881 | 12,436 | 0.60 | 27 |
| 35 | 山口県 | 36 (50) | -14 | 3,750,327 (4,955,731) | -1,205,404 | 29 (39) | -10 | 3,333,834 (3,886,688) | -552,854 | 8,645 | 0.42 | 39 |
| 36 | 徳島県 | 25 (21) | 4 | 3,152,930 (2,435,026) | 717,904 | 18 (14) | 4 | 1,407,080 (1,813,920) | -406,840 | 4,407 | 0.57 | 28 |
| 37 | 香川県 | 48 (65) | -17 | 8,623,287 (9,398,601) | -775,314 | 34 (43) | -9 | 6,807,274 (6,132,389) | 674,885 | 6,240 | 0.77 | 9 |
| 38 | 愛媛県 | 35 (47) | -12 | 5,756,539 (4,026,177) | 1,730,362 | 26 (31) | -5 | 4,545,238 (2,269,529) | 2,275,709 | 6,862 | 0.51 | 31 |
| 39 | 高知県 | 27 (48) | -21 | 1,665,146 (3,066,461) | -1,401,315 | 15 (23) | -8 | 1,163,236 (2,085,092) | -921,856 | 4,447 | 0.61 | 26 |
| 40 | 福岡県 | 126 (175) | -49 | 22,275,278 (27,467,398) | -5,192,120 | 81 (105) | -24 | 16,593,432 (20,174,487) | -3,581,055 | 23,439 | 0.54 | 30 |
| 41 | 佐賀県 | 38 (38) | 0 | 6,394,312 (6,594,323) | -200,011 | 30 (24) | 6 | 5,567,509 (3,693,896) | 1,873,613 | 3,514 | 1.08 | 1 |
| 42 | 長崎県 | 39 (32) | 7 | 6,902,362 (3,608,407) | 3,293,955 | 25 (19) | 6 | 5,365,978 (2,573,296) | 2,792,682 | 5,108 | 0.76 | 12 |
| 43 | 熊本県 | 100 (104) | -4 | 11,555,126 (12,877,956) | -1,322,830 | 68 (70) | -2 | 9,512,129 (10,192,396) | -680,267 | 9,815 | 1.02 | 2 |
| 44 | 大分県 | 42 (34) | 8 | 5,474,663 (3,510,878) | 1,963,785 | 31 (20) | 11 | 4,484,390 (1,856,913) | 2,627,477 | 5,114 | 0.82 | 7 |
| 45 | 宮崎県 | 44 (42) | 2 | 4,644,191 (5,975,124) | -1,330,933 | 35 (32) | 3 | 3,878,016 (5,335,549) | -1,457,533 | 4,917 | 0.89 | 4 |
| 46 | 鹿児島県 | 75 (103) | -28 | 10,728,469 (14,098,276) | -3,369,807 | 58 (65) | -7 | 9,604,568 (5,219,456) | 4,385,112 | 13,133 | 0.57 | 28 |
| 47 | 沖縄県 | 35 (46) | -11 | 6,885,551 (19,885,472) | -12,999,921 | 24 (33) | -9 | 4,482,334 (13,236,764) | -8,754,430 | 5,603 | 0.62 | 23 |
| 合計 | | 3,383 (3,711) | -328 | 484,673,034 (506,975,224) | -22,302,190 | 1,912 (2,106) | -194 | 326,414,864 (325,060,305) | 1,354,559 | 673,942 | 0.50 | |

()は令和5年度の件数、金額

- ※1 赤色は件数、金額が前年度より増加した都道府県
- ※2 青色は減少ベスト5 黄色は増加ワースト5

「安全はすべてに優先する」

会員と役職員が一丸となって、
シルバー業界の事故撲滅に取り組んでいきましょう!



草刈り作業中の飛び石、対策をしていますか？

損害賠償責任保険に係る、「飛散させた物で損壊」の事故件数は、令和6年度は1,912件となっており、令和5年度の2,106件より微減しましたが、損害賠償事故全体の約6割を占め、根本的な改善にはほど遠く、保険財政も依然として破綻寸前のままです。

飛び石は起こってしまうもの、運が悪かった、と考えていませんか？ 飛び石事故が発生したセンターは、原因究明、解決策の検討と実行、そして再発防止策を行ってください。 **飛石事故は、ゼロにすることが可能です！**

高額賠償責任事故事例

賠償保険総額 1,154 万円

| 事故の概要 | |
|--|---------------------------|
| 刈払機で駐車場の除草作業中、石及び砂利を飛散させ車のボディ及び発注者建物基礎を傷つける。 | |
| 破損物 | 程度 |
| 自家用車10台 | フロントガラス・車体(前、左右)ボディ全体への損壊 |
| 発生原因 | |
| ① 同一現場では毎年作業を行っており、これまでは駐車場に車のない休日に作業を行っていたが、事故当時は平日で、駐車場に職員の車の有る日に作業を実施していた。 ② 会員が作業する上で車の50cmも離れていない箇所を草刈りし、危ないとは思ったが続けた。 ③ 草刈作業中、刃に石が当たっている感覚が分かっていながら作業を続けた。 | |

上記の事例は令和6年度に発生した事故です。

作業者の「大丈夫だろう」という油断や慢心が事故の大きな原因だと言えます。

高額な賠償責任事故となりましたが、その金額だけではなく、もし飛び石が当たったのが自動車等の物だけではなく、思いがけず人が通っていたらと考えると恐ろしいです。油断や慢心は予期せぬ事故をもたらします。

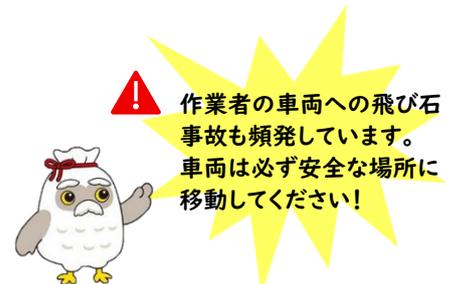
また、効率や出来栄を優先して、飛散防止ネットや飛散しにくい低速回転刃等の使用を中止する、はじめからあるのに使わないといったような場面はありませんか？ それでは対策の意味がありません。「安全は全てに優先する」。安全を徹底的に確保した上で、作業の効率化、作業の質の向上に取り組んでいきましょう。



飛び石対策 事例

- センター職員の無通告の現場巡回
- 飛び石事故防止に特化したチェックシートの作成
- 飛散防止ネット、両刃式刈払機の貸出し
- ナイロンコードの使用禁止
- 高刈の実施（5cm程度残す／肩掛式刈払機に3cmの安定板の取り付け）
- 駐車場の草刈受注を中止
- 砂利がある場所や斜面などリスクの高い場合は受注を請けない
- 自立式飛散防止オリジナルネットの作成
- 低速上下刃逆回転ハサミ式刈刃班の発足

→新規受注や危険度が高い現場を低速上下刃逆回転ハサミ式刈刃班が作業し、危険度が低い現場はチップ刃を使う会員が作業。



飛び石対策 チェックリスト

下見・作業計画

- 事前の下見（作業範囲、危険・注意箇所の確認）
- 複数人での作業体制

作業前の安全措置

- 作業当日の現場確認（危険予測）
- 作業前の作業者ミーティング
- 地面の異物や小石の除去
- 作業中の看板、危険箇所にコーン等の目印設置

作業に適した保護具の着用

- 保護帽、保護メガネ、手袋、長靴、長袖 等

作業中の安全措置

- 車両を安全な場所に移動
- 飛散防止ネットの設置（適切な大きさ、位置、距離）
- 飛散しにくい低速回転刃の使用や手刈りの選択
- 作業者同士は15m以上の間隔をとる
- 高刈り（5cm程度残す）をしている

自転車 交通安全情報

令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車等の交通事故防止のための規定が整備されました。すでに昨年11月から、酒気帯び運転の罰則やスマホ等のながら運転の罰則強化が施行されていますが、今後、以下のような規定が整備されます。

施行は来年からとなりますが、事故に遭わない、事故を起こさないように、今一度交通ルールを確認しましょう。

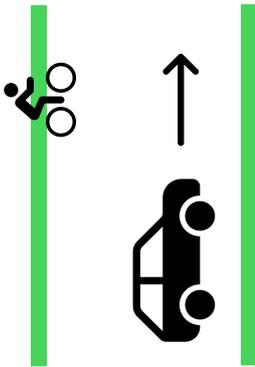
【令和8年5月23日までに施行されるもの】

- ・自転車等の安全を確保するための規定の創設
- ・自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用
- ・普通仮免許等の年齢要件の引下げ ～18歳から「17歳6か月」に引き下げられます

自転車等の安全を確保するための規定の創設

～自動車が発進する際、自転車との間隔に応じた安全な速度で進行～

同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向（令和4年は53%にまで増加）



車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

自動車等 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない

自転車等 できる限り道路の左側に寄って通行しなければならない

▲就業途上の事故では、自転車等に乘っていて後方から追いついてきた自動車に接触された事故が発生しています。自転車走行中はできる限り左側に寄って通行し、後方から来る自動車にも注意するようにしてください。

自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

～自転車の悪質・危険な行為には青切符による反則金が科せられます～

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理（刑事手続）では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性がある。

自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符の）対象とし、合理化を図る。

※交通反則通告制度（青切符）とは… 運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。

・対象となる違反行為は、信号無視、一時不停止、車道の右側通行等
※酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為については、反則行為とされず、引き続き刑事手続の対象となる。

・取り締まりの対象年齢は16歳以上

・警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた場合、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合に、取り締まりの対象となります。

自転車利用安全五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
※例外：13歳未満や70歳以上が運転する場合や、車道の交通量が多く事故の危険性が高い場合。
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用





安全就業に係る 全シ協 販売書籍のご案内

他にも様々な書籍を販売しております。
全シ協 HP、【書籍のご案内】から一覧
をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください。



『安全就業のための チェックポイント』

会員の皆様が安全に就業
するための要点を、全カラ
ー版でまとめたイラスト小冊
子です。

※注：10部以上からお申し込
みください。
A4判、32ページ
定価 220円(税込)、送料実費



『事故に学ぶ 交通安全のポイント』

交通事故の被害者にも加
害者にもならず、いつまでも
健康で”生涯現役”として
活躍していただくため、事故
事例からポイントをまとめた
冊子です。

※注：10部以上からお申し込
みください。
A4判、20ページ
定価 220円(税込)、送料実費

購入ご希望の連合本部・センターは、
SC 事務局用ページ「書籍の購入申込み」メニューからお申込みください。

編集後記

以前、スキンケアの話を書かせていただきましたが、私は洗顔料→化粧水→乳液→クリームの順で毎日継続してケアしていますが(効果は別として)、我が家の1歳になる猫(名前:こたえ)が、私のスキンケア中に「何しているの」と洗面所まで毎回見に来ます。何にでも興味を示し人間の行動に合わせてどこでもついてくるやんちゃな男の子です。洗面台によじ登りあまりにも興味津々でしつこいので、適当にあしらうためにティッシュを水に濡らして顔を拭いてあげたところ、それが気に入ってしまい、私が洗面所に立つ度に飛んできて顔を突き出して待つようになってしまいました。猫なのに朝の洗顔までが日課に……。

猫はきれい好きでニオイのしない動物です。排泄後は跡形なく自分できれいに砂をかけてしっかり隠します。神経質で、朝や帰宅後に掃除をするまでじっと待っていて、綺麗になった途端に用を足します。人間としては、今掃除したばかりなのに! と思ってしまう。自分のニオイを消して獲物や敵に気づかれないようにする習性があり、舌をブラシ代わりにして被毛についた汚れや抜け毛を取り除き、毎日身だしなみを整えています。猫の唾液には殺菌効果があるといわれ、この作用によって臭わないキレイな体を保っています。

うちのこたえは生まれてから1回もお風呂に入れていませんが、なぜかいい匂いがして毛艶もよくツルツルピカピカです。今回も安全就業ニュースでありながら全く関係のないことを書いてしまいました。会員の皆さんは、連日、猛暑の中で作業を行っており、優雅に身だしなみを気にしている場合ではなく、熱中症から命を守らなければなりません。ただ、猫を見て、自分の体や周りの変化に非常に敏感であると言うことが参考になったので書かせていただきました。熱中症のみならず、今年度は例年になく様々な重篤事故の報告が頻発しております。お一人おひとりが、自分の体調の微妙な変化に正直に、周りの方々も気になることがあれば早めに声掛けをするなど、皆さんが安心・安全な環境で就業できるよう留意してください。特に役職員の皆さんには、会員さんに寄り添い見守り、安全は全てにおいて優先する決断をお願いいたします。(高木)

東京で暮らし始めてから、観光客を含め多くの外国の方が周りにいることが当たり前になり、彼らの親切でフランクな対応に度々感心させられています。高齢の女性が階段を上っている時、外国の方が声をかけ、(日本語を話せない人もジェスチャー等で)荷物を持ってあげたりしながら、女性と一緒に階段を登る場面に何度も遭遇しました。そんな時、毎回自分自身を振り返るのですが、「大丈夫かな?」と思っても、「助けを必要としていないかもしれない、怪しく思われるかも」等と考えてしまっ

て、なかなか行動に移せずにいます。こんなこともありました。外出時、歩道を自転車で走行中の女性が縁石に接触し転倒した場面に遭遇したことがあったのですが、その時も真っ先に女性に駆け寄ったのは、観光客の外国人女性でした。とっさの出来事でしたが、わたしを含め、周囲にいた日本人は、まずは転倒した女性の様子や、周囲の様子を窺ってから女性のもとに集まったように感じました。外国人女性は、日本語は話せず、日本人が倒れた女性のもとに集まって救急対応をはじめるとそっと離れていきましたが、あの一歩の速さは、反射的に体が動くのに近いものがあったと思います。

日本人は農耕文化、欧米人は牧畜文化の背景を持つと言われます。稲作が主流で、村という集団で協力して生活してきた日本人は、集団のつながりを重視する傾向があり、周りの視線を意識し、それに左右されやすい。一方で欧米人は、自分は他者から独立した存在であるという考え方がベースにあり、周りの目を気にせず、個人の意思決定が重視される傾向があるというものです。

事故報告や過去の事故事例をみている時、度々あの外国人女性の姿を思い出します。今月号の蜂刺されによる死亡事故は、周囲の人が心配していたものの、本人が大丈夫だと言ったために様子を見ていたが、症状が悪化してしまったというものでした。他にも、周囲の人は危険を感じ伝えてはいたものの、結局事故が起きてしまったという事例は多くあります。〇〇人だからという言い方はあまり好きではありませんが、日本人は相手や周りの様子を窺って、自分の考えを強く主張できない、すぐに行動に移せない、という場面が多くあるのではないかと思います。しかし、「命」に関わることに対しては、自分が「危ない」と判断したならば、何よりも「命」を優先しなければなりません。「共働・共助」が基本理念にあるシルバー人材センターです。互いに仲間のことを思い合い、仲間を守るためには、時に強く厳しい対応を取ることも必要だと思います。わたしも誰かを想う「一歩」を躊躇せず踏み出せる人を目指して、小さな勇気を持つことから始めていきたいと思っています。(倉)